

改定しました 佐賀県最低賃金

令和 7 年 1 1 月 2 1 日から

1 時間 **1,030 円** (改定前 956 円)

精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び時間外労働等割増賃金は最低賃金に算入されません。

特定（産業別）最低賃金は、別途決定されますが、一般機械器具製造業関係及び電気機械器具製造業関係、及び陶磁器・同関連製品製造業については、令和 7 年 11 月 21 日以降は、新たな一般機械器具製造業関係及び電気機械器具製造業関係、陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が発効するまで、佐賀県最低賃金 1,030 円(1 時間当たり)が適用されます。

詳しくは、佐賀労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へ

☎0952 - 32 - 7179

佐 賀 ☎0952 - 32 - 7133

唐 津 ☎0955 - 73 - 2179

武 雄 ☎0954 - 22 - 2165

伊万里 ☎0955 - 23 - 4155